



# 町民がともに創るまちづくり

## 住民参画の推進

### 現況と課題

地方分権が進み、それぞれの自治体の独自性を発揮することが求められている中で、直接住民の意見を取り入れ、まちづくりに反映する住民参画の重要性が高まっています。

この第7次総合計画の「時代の息吹を感じ勇気をもって挑戦するまち岩美」という将来像を実現するためには、計画段階から住民自ら企画に参画するシステムを推進し、そのための意識の高揚を促進していかなければなりません。

また、住民の身近な地域の活発な活動や地域活動を盛り上げるためのボランティア活動が重要となりますが、山間部などは少子化高齢化などにより過疎化が進みコミュニティの維持が困難になってきています。

また、魅力あるまちづくりには、行政のみでなく住民の積極的参加が不可欠です。

そういった観点から、町内にNPO団体が設立され、また、ボランティアセンターの設立などの動きがでています。

今後、NPO、ジゲおこし団体、福祉ボランティア団体などあらゆる分野でのボランティア活動をより活性化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進める必要があります。また、小学校の統合により各地区の活性化が失われないよう一層各地区の振興を図る必要があります。

### 基本的方向

住民自ら企画に参画するシステム（\*ワークショップなど）を推進し、そのための意識の高揚及び環境整備を促進します。

地域のまちづくりに対し、環境整備に努めます。

また住民のボランティア意識の高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくり活動の活性化を図ります。

\*ワークショップとは、課題についてアイデアを出し合い意志決定をする集まりで会議の一種です。通常の会議との違いは誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていることです。

施 策

(1) まちづくり計画への参加

- 計画段階からの町民参加のまちづくりを推進します。
- 町の仕事の計画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において町民が参加できる権利とそれに伴う義務を定めたまちづくり基本条例の策定を行います。

(2) 地域のまちづくり

- 地域の拠点となる集会施設の充実を図ります。
- 自治組織の育成を図ります。
- 創意工夫によるむらづくりや地域づくりに対する制度的、技術的、資金的支援を行います。

(3) ボランティア活動の推進

- 町のまちづくり団体の拠点である渚交流館を中心に据えた、ジゲおこし団体連絡協議会加盟団体やボランティアセンターを中心とした福祉・防災ボランティアなどの育成及び連携の強化に努め、各種ボランティア団体相互の連絡ネットワークを整備し、町内の人的資源、観光・文化資源、福祉などまちづくりに積極的に参加できる環境作りに努めます。
- 地域に根ざしたボランティア活動を推進します。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5カ年の事業
まちづくり計画への参加	町	まちづくり条例の策定



## 開かれた行政の推進

### 現況と課題

町がめざす「時代の息吹を感じ勇気をもって挑戦するまち岩美」を実現するためには、町民のまちづくりへの積極的な参加が不可欠となります。

このために、あらゆる手段を使って住民へ情報を積極的に公開していく必要があります。



### 基本的方向

まちづくりに関する情報を住民と行政が共有化できるよう情報の公開に努めます。

### 施策

#### (1) 広報公聴の充実

- 広報紙の充実に努めます。
- インターネット、広報、防災無線などあらゆる手段を利用し、情報の提供を進めます。
- 各種テーマを設定し、集落・グループ単位の対話集会を実施します。

#### (2) 情報公開制度の活用

- 情報の公開を迅速に進めるため、文書管理システムの導入を進めます。

#### (3) まちづくり情報の公開と共有化

- まちづくり基本条例の策定を行います。(再掲)

#### (4) 個人情報保護の制度化

- プライバシーを守り、個人の権利や利益を保護するため、個人情報の適正な取り扱いを定めます。

### 主な事業

区分	事業主体	5カ年の事業
情報公開制度の活用	町	文書管理システム
まちづくり情報の公開と共有化	町	まちづくり基本条例の策定
個人情報保護	町	個人情報保護条例の策定

## 効率的な行財政運営

### 現況と課題

地方分権の推進が実行の段階を迎えた今日、各自治体においては、社会経済情勢のめまぐるしい変化に一層適切に対応することが求められています。折しも日本は、出口の見えない不況の中にあり、地方財政もきわめて厳しい状況の中にあります。このような状況の中、住民にもっとも身近な行政として、住民生活に関わる新たな行政需要への対応と、地域の個性と活力を創造することのできる行政体制の整備を進めるためには、さらなる行政改革を進め、効率的な行政運営を行っていかねばなりません。

町の財政構造は、町税などの自主財源の歳入に占める割合が30%程度と低く、歳入のほとんどが地方交付税や国・県からの補助金で占められています。また、借入金（起債）残高が70億円を超え、借入金返済のための公債費や社会福祉費等の義務的経費が年々増大し、財政の硬直化が進んできています。

また、町財政を取り巻く状況は、歳入においては、景気の減速による税収入の伸び悩みや国の構造改革推進による地方交付税や補助金等の見直しにより大幅な伸びが見込めず、歳出においては、地方分権の推進により国・県から委譲された事務や公債費の増大により、財源不足が見込まれます。

このような状況の中、経済情勢の変化や国・県の動向が不透明であるため将来の町財政を見通すことは困難ですが、この計画の着実な推進によって町勢を発展させ、自主財源を確保するとともに、受益者負担の適正化・経常的な経費の抑制・公債費の適正管理とあわせて、限られた財源の中で新たな行政需要への予算措置の重点化を図るため、施策の計画段階から徹底した目的・必要性・効果分析を行い、財政の効率化・合理化を進めます。

### 基本的方向

現在策定されている行政改革大綱に基づき、各年度の実施計画を作成し、平成15年までの間に集中的かつ重点的に改革を進めます。

また、地方分権の推進に伴う「自己決定権」の拡大とともに、地域現場の生の声を重視しそれらをもとに主体的に企画・立案し実行できる体制づくりと、それらを可能とする職員の資質向上に努めます。

また、この計画の着実な推進によって町勢を発展させ、自主財源の確保に努めるとともに、経常的な経費の抑制・公債費の適正管理・新たな行政需要への予算措置の重点化などによる健全な財政運営を進めます。



## 施 策

### (1) 行政改革

#### 事務事業の見直し

- 事務事業の常時の点検を習慣化して、効率的・効果的な行政運営に努めます。
- O A化による総合窓口化を進め、住民へのワンストップサービスを図ります。
- 情報化体制を確立し、各種行政情報システムの導入を進め、事務の簡素化効率化とともに住民サービスの向上に努めます。

#### 職員の資質の向上

- 様々な研修を通して、職員の意識改革を進め、住民にとってわかりやすく親しみやすい行政サービスを提供できるよう努めます。
- 総合的な視野を持ち、現場で発想し施策に反映できる資質を備えた職員を育成します。

#### 定員適正化計画の策定

- 今後の地方分権・行政需要に対応した職員定数の適正管理を行うため、平成14年度定員適正化計画を作成し、職員数の適正管理に努めます。

#### 執行体制の弾力的運用

- 的確な行政需要に対応するため、常に組織の点検や見直しを進めます。
- プロジェクトチームの活用等により組織の弾力的運用による行政運営の効率化を図ります。

### (2) 財政運営

#### 自主財源の確保

- この計画に掲げる様々な事業の着実な推進によって町民所得の向上や定住人口の確保を図り、自主財源の確保・増大に努めます。

#### 新たな行政需要への予算措置の重点化

- 施策の計画段階から徹底した目的・必要性・効果分析を行い、緊急度・優先順位の高いものから事業に取り組みます。
- 既存の事業の見直しも含め、新たな行政需要への予算措置の重点化に努めます。

#### 経常的な経費の抑制

- 平成15年度受益者負担の見直しを行います。
- 事務の合理化・効率化を進め、経常的な経費の抑制に努めます。
- 公債費の適正管理に努めます。

### 主 な 事 業

区 分	事業主体	5 力年の事業
住民サービスの向上	町	定員適正化計画の策定 住民基本台帳ネットワークシステムの構築 戸籍情報システムの導入 文書管理システム（再掲）

## 広域連携の推進

### 現況と課題

交通網の整備と交通手段の発達により、住民の生活圏、行動圏が著しく拡大してきたことにより、それらをカバーする政策や行政運営が非常に困難なケースが多々発生してきています。それらの課題に対しては現在東部15市町村からなる広域行政により対応しています。

今後も広域連合への進展によりさらに共同化できる分野もありますが、それにも限界があり、さらに効率的な運営を目指すならば、市町村合併も視野に入れた検討をする必要があります。

また、歴史的につながりの深い鳥取県因幡地域（岩美町、国府町、八東町、若桜町）と兵庫県但馬地域（温泉町、浜坂町、美方町、村岡町）との間で因但県境自治体会議（コリドー 21）を設立し、各種事業を行っていますが、住民同士の交流を一層促進する必要があります。

### 基本的方向

鳥取県東部圏域並びに兵庫県但馬地域との連携を一層強化し、それぞれの地域の特性を活かした機能発揮により、圏域の一体的、総合的な発展をめざした広域行政の推進と民間等の交流促進に努めます。



コリドー 21 バスツアー

### 施策

#### （1）広域圏の連携強化

- 消防、ごみ処理などの共同事務の適正な運営を促進するとともに鳥取県東部圏域における体質強化を図ります。
- 今後の広域行政のあり方について、諸課題の掘り起こし（観光宣伝、人材育成等）により広域連携を推進します。
- 県境を越えた文化、経済、観光の交流を促進し発展するため、因但県境自治体会議（コリドー 21）を核として、各種事業に取り組みます。

#### （2）市町村合併に関する取り組み

- 合併に関する情報を広く町民に提供し、情報の共有化を図ります。
- 住民と意見交換を行い、合併特例法の期限である平成16年度に向けての町としての方針を決定していきます。

## 交流の促進

### 現況と課題

政治・経済はもとより、文化面あるいは環境問題などの分野においても、急速なボーダーレス化、情報の高速共通化が進み、国際社会の一員として住民レベルの国際交流の必要性はますます高まっています。

本町は、これまで中国を中心として交流を進めてきています。中国とは、河北省任丘市と相互訪問などの交流を行うとともに、平成8年度からは国際交流員を招いて、学校・地区公民館活動などを通して町民レベルの交流を行っています。また、小・中学校児童生徒とその保護者による中国の砂漠の緑化に取り組む「緑の協力隊」の活動などが行われており、確実に住民レベルでの交流が進められています。

今後も中国との交流はもとより、他の国々と教育文化・スポーツ・芸術などのさまざまな分野での交流を進め、国際化に対応したまちづくりを進める必要があります。

また、国内交流については、沖縄県国頭村、但馬圏域の交流を継続的に進めています。

しかしながら、但馬圏域の交流につきましては、民間レベルでの交流の促進が期待されたほどには図られていません。

#### 参 考

##### 交 流 先

中国河北省任丘市	平成10年～
沖縄県国頭村	昭和63年～
因但県境自治体会議	平成8年～
兵庫県温泉町（姉妹町）	昭和39年

### 基本的方向

住民と行政の協力を強め、地域住民レベルでの国際交流を進めていきます。

そのための人材や民間団体の育成を目指し、外国の方々とのふれあいや親善交流の実施などの機会を通じて、国際化に対応したまちづくりを行います。

また、国内外の交流の輪を広げ、町民による幅広い分野での交流の促進に努めます。

### 施 策

#### (1) 国際交流の促進

- 若い世代を中心に外国へ派遣し、国際的視野の向上と国際化時代に対応した人材作りを進めます。
- 外国語指導助手や国際交流員の招致事業、友好都市からの訪日団受け入れ、またコンサートな

どのイベント実施により、町民に外国の方々や外国の文化とのふれあいの機会を提供します。

- 地域に根付いた交流の土壌作りとして、町の案内看板やパンフレットの外国語表記を行います。
- 住民、行政が一体となり、国際交流イベントなどの事業を企画・実施することで、民間国際交流団体の育成を図ります。

(2) 国内交流の促進

- 小学校児童生徒を中心に沖縄県国頭村との交流を継続して推進します。
- 因但県境自治体会議（コリドー 21）との連携を図りながら行政、文化、経済等の交流を促進します。

主 な 事 業		
区 分	事業主体	5 年間の事業
海外派遣事業の実施	町	町民友好訪中団派遣 「緑の協力隊」派遣 短期ホームステイ型海外派遣事業







# 安心して健やかに暮らせるまちづくり

## 地域福祉の推進

### 現況と課題

少子高齢化が進む中で、平成6年に岩美町老人保健福祉計画を策定し、その後障害者福祉計画、子育て支援計画など個別の福祉計画を策定し、その実施を進め、それぞれ一定の成果をあげているところです。

しかし、少子高齢化が一段と深刻化し、多くの課題を抱える今日、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、皆が社会参加でき、その人らしい生活が送れるよう、それぞれの地域において保健・医療・福祉と併せて教育・就労・住宅・交通などの生活の分野で連携して、総合的なサービスを受けられる体制を整備することが必要となっています。

また、地域住民のボランティア意識を高揚させ地域福祉の担い手として自主的な活動と公的サービスの連携を図ることが重要です。

本町は、これらの要請に対応するため、現在、高齢者・障害者・児童といった対象者ごとに策定されている計画を統合し、社会福祉法の規定に基づく「地域福祉計画」を策定し、地域福祉の実現とその推進に努めなければなりません。

### 基本的方向

地域住民、社会福祉団体、社会福祉活動を行うボランティアなどと相互に協力し、福祉サービスを必要とする者が地域社会の一員として生活できるよう、地域福祉の推進に努めます。

### 施策

#### (1) 地域福祉の推進

- 地域福祉計画を策定します。
- 地域における福祉サービスの適切な利用を推進します。
- 地域における社会福祉を目的とする事業を推進します。
- 社会福祉に関する活動への住民の参加を促進します。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5 力年の事業
地域福祉の推進	町	地域福祉計画の策定



## 高齢者福祉の充実

### 現況と課題

本町では近年、高齢化が急速に進み平成12年の国勢調査では、65歳以上の高齢者は3,609人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は25.8%となりました。これは、全国の17.3%、鳥取県の22.0%を上まわっています。

特に今後は、75歳以上の高齢者数が65歳から74歳の高齢者数を上まわると見込まれ、これに伴って介護を必要とする高齢者の方が増える傾向にあります。

一方、社会情勢の変化に伴って家族の形態も変わり、家族だけで高齢者の介護を支えることが困難になってきました。

このような高齢者を取り巻く課題の解決を目指して、介護を社会全体で支える「介護保険制度」が平成12年4月にスタートしました。

本町は介護保険の保険者として、多様な事業者が提供するさまざまな介護サービスを高齢者が安心して利用できるよう、介護サービス基盤の整備と介護サービスの質の向上を図る必要があります。

また、高齢者が健康で生きがいを持って生活を送ることができるよう、健康づくりや地域における生きがいづくり、社会参加を支援するとともに、元気な高齢者をはじめ地域住民のボランティアが、高齢者の生活全般にわたって支援できる環境の整備を図る必要があります。



### 基本的方向

高齢者をはじめ全ての人に普通の暮らしを保障するノーマライゼーション（障害のある人も地域や家庭で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念にたったバリアフリーの地域づくりの観点から、高齢者が住みなれた地域で、安心して生活できるよう、住民が主体的に地域の福祉活動に参画し、介護が必要な場合にも家族だけでなく、地域全体で高齢者を支える仕組みを創ります。

また、高齢者が主体的に保健福祉サービスを選択し利用できるよう、高齢者の自立を高めるとともに、多様な事業者が多様で質の高い福祉サービスを提供できる環境を整備します。

### 施策

#### （1）介護サービスの充実

- 介護の必要な高齢者等が自宅で安心して生活できるように、高齢者のニーズを的確に把握し、必要なサービスを確保するため、地域住民の意見を取り入れながら、老人保健福祉計画・介護保険事業計画を定期的に見直し、保健・医療・福祉の連携を強化して利用者本位の各サービスを一体的・総合的に提供できるシステムづくりを進めます。
- 介護サービスの量的整備にとどまらず、質の確保と向上を図るため、相談・苦情窓口の整

備充実と介護サービス情報の提供を積極的に進めます。

(2) 健康ではつらつと暮らせるための環境の整備

- 介護保険対象サービスの他、寝たきり・痴呆等の予防やひとり暮らしの生活支援等の各種保健福祉サービスを提供し、高齢者の自立を促進します。
- 要介護状態となることを予防するため、たきさん温泉を活用した各種の保健福祉サービスを実施します。

(3) 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- 老人福祉センターを高齢者が行う自主的な生きがいづくり・健康づくり活動の拠点として整備を図り、各種相談を行うとともに、健康増進・教養の向上及びレクリエーション活動の推進を積極的に支援します。
- 老人クラブの自主的な運営と活性化を推進するとともに、ひとり暮らしや虚弱で閉じこもりがちな高齢者の仲間づくり・生きがいづくりを支援するため、生きがい対応型デイサービスを実施するほか、地域住民が主体的に実施するふれあい・いきいきサロンなどの育成を推進します。
- 健康で働く意欲のある高齢者が、自らの生きがいづくりや地域の活性化に努めているシルバー人材センターの活動を促進するとともに、高齢者の生産活動を支援し、幅広い就労・活動の場の提供を図ります。

(4) 地域ぐるみで高齢者の生活を支える地域ケア体制の整備

- 地域ケアの拠点として、基幹型在宅介護支援センターを設置し、保健福祉医療関係者による定期的な地域ケア会議を開催して、保健・福祉・医療の各種サービスの総合調整を図ります。
- 民生児童委員、愛の輪推進員、老人クラブ、健康管理者、配食ボランティアなど地域で高齢者の見守り・日常生活支援活動を行っているボランティアを有機的に結ぶ連絡会の整備を図り、高齢者を地域ぐるみで支えるネットワークづくりを進めます。

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、介護が必要な高齢者が自立した生活が行えるよう、手すりの取付け・段差の解消などの住宅改修について支援します。
- 高齢者や障害者に配慮した歩道や横断歩道などの整備を推進します。
- ひとり暮らし高齢者への地域での見守り・声かけなどを進め、また災害時の避難体制や避難所整備のほか、病気などの緊急事態に速やかに対応するため、緊急通報システムの活用を推進します。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5カ年の事業
介護サービスの基盤整備	町	老人保健福祉計画・介護保険事業計画の見直し
老人福祉センターの充実	町・その他	老人福祉センターの改築
地域ケア拠点の整備と保健・医療・福祉のネットワークづくり	町	基幹型在宅介護支援センターの設置

## 児童福祉の充実

### 現況と課題

全国的に少子化が進む中、本町においても平成9年以降、年間出生数が100人を割り込む状況が続いています。また、合計特殊出生率は、全国と同じく低下傾向にあり、平成11年では1.32となっています。今後もこの傾向は続くものと推測され、本町の少子化はますます進むものと思われます。

一方、就労や社会活動などいろいろな分野への女性の社会参加が進むとともに、共働き家庭が多くなっています。特に本町の就業率は、平成7年国勢調査によると51.9%で、県下でも高くなっています。また、核家族化や地域での連帯感の希薄化が進み、家庭や地域社会における子育て機能の低下が生じています。このような中、親にとって子育ては、仕事と家事との両立とともに肉体的・精神的な負担を増大させています。

また、近年はいじめや、虐待など子どもの人権に関する問題も発生してきています。このため、将来を担う子どもたちの人権や自由を尊重しながら健やかな育成を図り、女性が安心して社会参加ができるよう、保育体制の充実を図り、子育てと仕事の両立支援に努める必要があります。

また、社会環境や価値観の多様化により母子・父子家庭が増加するものと思われます。その家庭が抱える問題は複雑化すると考えられますが、その多くは経済的な支援を必要とする状況にあり、今後も生活の安定と自立を促進する支援策を講じていく必要があります。

### 基本的方向

よりよい保育環境づくりに努め、多様な保育需要に対応するため、岩美町子育て支援計画に基づき、保育施設の整備と保育サービスの向上に努めます。また、子どもの人権を尊重しながら、保育所、家庭、地域と連携を図り、地域社会全体で、安心して子育てができる環境づくりを進めます。母子・父子家庭については、相談・指導体制の一層の充実と経済的支援を通して生活の安定と自立の促進を図ります。

### 施策

#### (1) 保育環境の整備

- よりよい保育環境と規模の適正化を図るため、「町内保育所を3施設に統合すべき」という答申を踏まえ、住民の理解と協力を得ながら保育所整備を進めます。
- 老朽化した保育施設の改築を進めます。

#### (2) 保育体制の充実

- 保育施設職員の資質の向上を図るため、各種研修に取り組みます。

- 保育士、民生児童委員等と連携を密にして虐待等の早期発見と防止に努めます。
- 子育てに関する悩みや不安を解消するため、保護者を対象とした研修等を実施します。
- 多様化する保育需要に対応し、乳児保育・障害児保育・延長保育・一時保育の継続に加え、土曜日の保育についても充実を図ります。
- 私立保育園については、適正な運営が図られるよう援助・指導を充実します。

(3) 子育て支援体制の強化

- 小学校の放課後及び休日に対応するため、放課後児童クラブの休日開所等充実を図ります。また、未設置の小中学校区に設置を進めます。
- 小学校や地域と連携を図りながら、放課後児童や未就園児童の児童館の活用を促進します。
- 緊急時の保育需要に対応するため、ファミリー・サポート・システムの支援内容等について一層の充実を図ります。
- 子育て支援センターを中心とした相談ネットワークの確立により、育児相談や親子サークル等子育て支援体制の充実を図ります。
- 母子・父子家庭の医療費助成の充実を図ります。
- 乳幼児の医療費助成の充実を図ります。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5カ年の事業
保育所整備	町	保育所改築
放課後児童クラブ設置	町	岩美西小学校区、岩美南小学校区に設置



## 障害者福祉の充実

### 現況と課題

障害者の現状を全国的に見ると、身体障害者の重度化・重複化の傾向が見られるとともに、高齢化に伴って65歳以上の障害者が半数以上を占め、さらに増加傾向にあります。また、中途障害者の割合も増えています。

知的障害者については、18歳未満の知的障害児が減少する一方、18歳以上の知的障害者は増加するとともに、重度及び最重度が4割を超え、18.2%が身体障害者手帳の所持者で、重度化・重複化の傾向が見られます。

精神障害者については、入院患者の平均入院日数が331日と欧米諸国に比べて非常に長く、5年以上の長期入院患者が半数近くを占め、社会復帰が進んでいない状況がうかがわれます。

これらの傾向は本町においても同様であります。本町における身体障害（児）者は563名、知的障害（児）者は104名です。（H13.3月末）

生涯のすべての段階において心身の機能の維持回復を目指すとともに、障害のない人と同等に生活し、活動できる社会を目指して策定された国の障害者プランを踏まえて、本町では平成10年3月に岩美町障害者福祉計画を策定し、障害者の社会参加を目指して各種の障害者施策を推進してきました。

また、これとあわせて公共的施設などのバリアフリー化を進めるため、平成12年3月に福祉のまちづくり計画を策定し、ノーマライゼーションの実現に向けて環境整備を進めています。

今後の障害者施策においては、これまでの行政が福祉サービスの要否・内容を決定する措置制度を改め、障害者がサービス事業者と直接で対等な関係を確立し、自己決定による利用者本位のサービス利用の仕組み（利用制度）への転換が求められています。

また、障害者により身近な行政主体である市町村に、福祉サービスに関する権限が委譲され、市町村が障害者の地域生活を支えるための事業を普及・充実させていくことが必要になっていきます。

### 基本的方向

ノーマライゼーション（障害のある人も地域や家庭で通常の生活ができるようにする社会づくり）の理念の実現に向けて、障害のある人々が社会の構成員として地域の中でともに生活を送れるよう、物心両面のバリアフリー化を進めます。

あわせて、障害者の住まい、働く場（又は活動の場）、福祉サービスの包括的な体制の確立に努めます。

また、障害者の相談窓口を充実し、障害者の保健福祉サービス利用を支援するとともに、多様なサービスが選択できるようその充実を図ります。

## 施 策

### (1) 心のバリアフリー化

- 町広報誌などで障害者の生活や活躍を紹介し、障害者への理解を深めるとともに、障害者に対して、自立と社会参加に向けた啓発を行い、自立意欲の向上を図ります。
- 障害者への偏見や差別をなくするため、学校教育や社会教育の場で、障害者福祉に関する教育や講座・研修等を推進するとともに、ボランティア活動を通じて障害者との交流の機会を広げるため、ボランティア団体の活動を積極的に支援します。
- 文化、スポーツ行事等を通じて生活の質的向上を図るとともに、積極的に交流を行い、障害者の自己表現や社会参加と住民の意識啓発の促進を図ります。

### (2) 住環境のバリアフリー化

- 福祉のまちづくり計画に基づく公共施設の整備を推進するとともに、整備意識の高揚を図り、民間施設のバリアフリー化の意識拡大に努めます。
- 障害者が自宅や地域で自立した生活が送れるよう、手すりの取付けや段差の解消、ホームエレベーターの設置等の住宅改修に必要な工事費の一部を助成する他、補装具や日常生活用具などの福祉用具を給付します。
- 障害者や要介護高齢者等が安心して生活できる構造の住宅整備の啓発に努めます。

### (3) 福祉サービスの充実

- 障害者が地域の中で共に生活を送れるよう、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの在宅サービスの充実を進めるとともに、身体障害者更正援護施設や知的障害者援護施設などと連携を深め、施設サービスの充実に努めます。
- 障害者の医療費助成の充実を図ります。

### (4) 働く場・活動の場の確保

- 授産施設等と密接に連携し、社会適応訓練により対人関係のもち方、生活リズムの確立や生活技術の向上を図ります。また、障害者の適正や能力に応じた就業の場を確保するとともに、小規模作業所の整備・運営を支援し、働く場の充実を図ります。
- 小規模作業所等への通所に必要な交通費を助成し、通所の継続と社会的自立を促進します。

### (5) 総合的な支援体制の整備

- 保健・医療・福祉をはじめ、保育・教育・就労等各分野における関係機関の専門家が連携を図って、障害の種別や程度等個々の特性や障害者のニーズに応じて、必要な介護サービスやリハビリテーション、福祉用具等の提供、教育相談・就労相談が行える体制を整備し、障害者の社会的自立を総合的に支援します。
- 障害者の実情に応じた相談、関係機関や各サービスの調整等を総合的・専門的に行える社会福祉士等の専門スタッフの配置に努めます。



- 障害者が自立して主体的な自己決定によってサービスの利用ができるよう、保健・福祉サービスや給付、手当、負担軽減、公的貸付等、各種制度に関する情報を提供するため、制度をわかりやすく説明したガイドブック等を作成・配布します。
- 必要に応じて岩美町障害者福祉計画を見直し、障害者施策の総合的な推進を図ります。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5カ年の事業
働く場・活動の場の確保	その他	小規模作業所の整備促進、運営支援
障害者計画の策定	町	障害者福祉計画の見直し



## 保健・医療の充実

### 現況と課題

#### 【保健】

高齢化、少子化の進行や女性の就業率の上昇、生活様式や価値観の多様化など住民の生活を取り巻く環境が大きく変化している中、だれもが生涯にわたり、健康でいきいきと生活することを望んでいます。

本町では、平成元年に新設した保健センターが健康づくりの総合拠点として多くの住民に利用されていますが、壮年期のがん病死率は全国平均に比べ高く、また基本健康診査をはじめ、がん検診等の受診率も依然低い状況です。これら生活習慣病、食生活、運動不足、ストレスなど生活習慣による要因が大きく、日頃からの生活全般に関わる健康づくりが必要です。また、高齢化等にもなって増加傾向にある寝たきりを防止するため、若い頃からの予防対策が必要です。このためには、町民一人ひとりが健康づくりの正しい知識を持ち、自ら自覚し、自らの意志で生活習慣を望ましいものに変えていかなければなりません。また、平成14年度からは精神保健福祉事業の窓口業務が県から市町村に委譲されるに伴い、新たな取り組みが求められています。

さらに、スポーツ・レクリエーションや生涯学習と福祉保健サービスとの連携により、各世代に応じて自主的に楽しく健康づくりを進めていくことができるようにする必要があります。

また、このような楽しい健康づくりと一体となって、疾病の早期予防、早期発見、早期治療のための検診体制の充実を図るとともに、患者および家族への支援体制の充実を図り、保健・医療・福祉が連携を密にした総合的な保健医療体制を整備する必要があります。

#### 【医療】

慢性疾患の増加等、疾病構造の変化、医学・医療の高度化及び専門化の進展、ITの急速な進歩と普及、住民の健康に対する関心の高まりと共に医療に対する需要も増大し、高度多様化しています。

このような医療需要の変化に町立岩美病院は数次にわたる増改築で対応してきましたが、現状は施設の狭隘化、非効率化が著しく、老朽化と併せ、診察・治療機能及び患者のアメニティーなどの病院機能を拡充、向上させることが極めて困難となっています。

加えて、医療施策の流れは急性期患者、慢性期患者、介護を明確化する方向にあり、人口の高齢化に伴う痴呆性老人の増加、核家族化の進行による家庭の介護力の低下など、これらに対応する施設の整備が強く求められており、地域医療の中核施設として抜本的な改善整備として全面改築が必要であります。

町立岩美病院の利用状況

区 分	入院	外来
平成12年度延患者数(人)	21,692	88,103
1日平均患者数(人)	59.4	362.6
平成11年度延患者数(人)	20,510	95,528
前年度との比較(人)	1,182	7,425
許可病床数(床)	80	
病床利用率(%)	74.29	

## 基本的方向

### 【保健】

これからの少子・高齢社会を健康で活力あるものにするため、健康いわみ21計画を作成し、生活習慣病などを予防し壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸等を図り、生活の質の向上を目指します。

岩美町母子保健計画の見直しに基づいて、明日を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりに努めます。



### 【医療】

町内唯一の病院として地域医療の中核的役割を担うため、住民の健康づくりを支援するとともに、安心して必要な医療が受けられるような施設を整備します。

町内の民間医療機関、健康に関わる関係機関などとの連携を強化し、地域医療体制の確立と医療水準の向上を図ります。

## 施策

### (1) 健康いわみ21の推進

少子・高齢社会を健康で活力あるものにするため、健康いわみ21計画を作成し、推進のため次のような施策に取り組みます。

- 生活習慣病対策として、生活リズムを大切にし、健康的な食習慣を実践し、健診をうけて病気の予防や重症化の予防を進めます。
- 寝たきり防止対策として、身体機能に応じた運動を実践し生活の中に楽しみを見つけて、地域住民との交流を進めます。
- 歯の健康対策として、80歳で20本以上の歯を保つことを目標とした8020運動に取り組みます。
- こころの健康対策として、十分な睡眠や休養をとるとともに、こころの不調を感じた時は早めに専門家に相談できる体制を推進します。

### (2) 健康管理意識の向上対策

- 健康管理者養成講座、食生活改善推進員養成講座等により健康管理の技術と意識の向上を図り、町民一人ひとりの健康管理はもとより、家族及び地域ぐるみの健康づくりのためリーダー養成に努めます。

### (3) 母子保健対策

- すこやかな子どもを生み育てるため、妊産婦、乳幼児の健康診査、健康相談等の充実に努め、家庭や地域で支えあう育児環境づくりを進めます。
- 児童期や思春期における健康増進を図るため、家庭や地域での食育活動を充実します。
- 肥満や慢性病、いじめからくるストレスなど子どもを取りまく問題を地域全体で取り組むため、保育所、小中学校、医療機関等との連携を強化します。

- 母子健康保健計画の見直しを行います。

(4) 感染症対策

- 感染症の予防啓発活動を進めるとともに、保健所および医療機関との連携をとりながら速やかな予防体制を整えます。
- 今後増加が懸念されるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染の予防対策を進めます。
- 予防接種に対する意識を高め、個別予防接種、集団予防接種の接種率の向上に努めます。
- 結核予防意識を高めるとともに、結核健康診査の受診率を高め早期発見、早期治療に努めます。

(5) 保健推進体制の充実

- 保健センター、町立病院等医療機関、社会福祉協議会および行政福祉部門との連携を強化し、保健・医療・福祉が一体化した健康づくり推進体制の確立を図ります。また、今後増大する各種事業に対応するため、保健士等の専門職の充実を図り、推進体制の強化を図ります。
- コンピューターシステムによる健康管理台帳の医療・福祉への活用を図り、保健・医療・福祉の総合的サービスの提供を進めます。
- 楽しい健康づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション等生涯学習との連携を図ります。

(6) 公的医療機関の整備

- 高度・多様化する医療需要及び介護保険制度に対応する新病院整備を進めます。
- 地域医療・保健の拠点施設として新病院を医療・保健・福祉の複合施設として整備します。

(7) 医療と保健・福祉の連携

- 保健・福祉と連携をとりながら訪問診察、訪問看護など在宅医療の充実を図ります。
- 訪問看護ステーションの充実を図ります。
- 保健・医療・福祉が一体化した総合的なサービスの提供を進めます。

(8) 救急医療体制の充実

- 休日・夜間の救急診療について、迅速かつ適切な医療サービスが提供できるよう救急診察・医療体制の充実を図ります。
- 岩美消防署との連携を深め、機動力のある救急医療体制の強化を図ります。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5カ年の事業
健康対策	町	健康いわみ21計画の策定 母子健康保険計画の見直し
公的医療機関の整備	町	医療・保健・福祉の複合した新病院の建設 医療設備の整備 整形外科診療の再開

## 社会保険・生活保護の充実

### 現況と課題

国民健康保険は、町民の健康保持、増進に大きな役割を果たしていますが、被保険者の高齢化、疾病構造の変化、医療の高度化などにより、医療費は年々増加し、今後もこの傾向が続くものと予想され、国保財政は非常に厳しい状態にあります。

このため、健康づくり活動の推進、医療費の適正化、保険料の収納率向上などを進め、国保財政の安定化と健全な運営を図っていく必要があります。

公的年金制度は「世代と世代の支え合い」を基本としており、国民年金には全ての人が加入し、老後の生活や病気、けが、障害になった時に基礎年金を受給し、経済的に支えていくことを目的としています。特に、若年層の国民年金への理解を深めるとともに、保険料の納入促進を図っていく必要があります。

介護保険について、高齢社会の中で、だれもが抱える老後の不安である介護の問題を社会全体で支え合おうと、平成12年度に介護保険制度が導入されました。

生まれたばかりのこの制度は、認定の方法や介護サービス基盤の整備、低所得者の費用負担など多くの課題を抱えていますが、制度の周知を図り、町民とともにより良い制度に育てていく必要があります。

生活保護について、近年の被保護世帯、被保護人員の比率は、社会保障制度の整備充実、保護の適正実施により横這い状況が続いています。

岩美町における、平成13年3月末現在の生活保護世帯のうち、高齢者・傷病者・障害者世帯の割合が91%と大部分を占めており、単身世帯の割合が全体の83%と圧倒的に多くなっています。

このような生活困窮者は情報入手が難しいため、関係機関、民生児童委員が連携し社会福祉制度等の情報提供、利用促進を図る必要があります。

### 基本的方向

町民の健康保持・増進を支える国民健康保険制度を周知徹底し、保健・医療・福祉との連携を密にして健康づくりの充実、税収納率の向上に努め、国保財政の健全化を図ります。

年金は、世代間扶養の仕組みで成り立っており、町民の高齢期の生活の安定を図るため、特に若年層の国民年金に対する相談や理解を深める広報活動を推進します。

介護を社会全体で支えるという基本理念の基に、介護保険制度の定着と充実を図るため、制度について町民の理解を深めるよう啓発するとともに、町民の参画を得ながら、介護認定、保険料の設定・徴収、介護基盤の整備等、健全な保険運営に努めます。

日本国憲法第25条に規定する（すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する）理念に基づき、関係機関、民生委員との連携を図りながら生活困窮者・低所得者等に対する相談体制を強化するとともに、被保護世帯（者）に対する就労・自立支援体制の充実に努めます。

## 施 策

### (1) 国民健康保険の健全化

- 国民健康保険制度の啓発をし、制度の周知、理解を深めていきます。
- 健康への関心を高め、保健・医療・福祉の連携による、健康づくり事業の充実を図ります。
- 医療費の適正支出を図るとともに、保険税の適正な賦課及び収納率の向上に努めます。

### (2) 国民年金の推進

- 年金相談、広報活動を推進します。

### (3) 介護保険制度の定着

- 介護保険制度を定着させるため、パンフレットの配布や担当者による説明・相談を積極的に行い、町民の理解を深めます。
- 「介護保険事業計画」の策定の際、一般公募による策定委員の導入をはじめ広く町民の意見を募集し、介護基盤の整備や保険料の設定等を行い、円滑な運営に努めます。なお、計画や保険料は、現状や将来の動向を的確に把握し3年ごとに見直します。

### (4) 低所得者福祉の充実

- 民生委員、東部福祉事務所など関係機関との連携を図り、各世帯の実情に応じたきめ細かい相談・指導を行い、自立と更生の支援に努めます。



## 消防・防災対策の充実

### 現況と課題

多彩な自然をもつ本町は、その豊かな恩恵と隣り合わせに風水害、津波、地震など自然災害の恐れが常にあります。梅雨や台風時期などには大雨等に伴う山崩れ、河川の護岸崩壊、農地の冠水等の風水害の発生が懸念されます。また阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震、兵庫県北部地震によって、身近な地域でも地震は必ず起こるということを教訓として学びました。台風、集中豪雨、地震などで大きな災害が起これないよう、町土保全のための治山、治水、建設行為における防災への配慮、定期的な点検と診断、速やかな情報伝達と応急対策、復旧対策など総合的な防災対策が必要です。



岩美町防災計画の見直しを行い、迅速かつ確に対応できる危機管理体制をはじめ、総合的な防災体制の確立を図るとともに、自分の地域は自分で守るという理念のもと、各地区における自主防災組織の育成に努め、併せて他自治体との連携・協力による広域的な応援体制を確立する必要があります。

また、消防体制については東部広域消防と町消防団で連携を取りながら対応していますが、町消防団については特に山間地域において団員の高齢化が進み、その確保に苦慮しているところであり、装備について旧規格の消火栓、老朽化した消防用小型動力ポンプなどの装備を順次更新していく必要があります。

あわせて消防署等関係機関や近隣自治体との連携を密にし、広域的な消防体制の確立によって消防力の強化を図る必要があります。

また救急体制においても、消防署、医療機関との連携を強め、救急需要に即応できる体制を確立する必要があります。

### 基本的方向

消防・防災施設の整備を進め、関係機関と一体となった防災体制の確立を図るとともに、防災に対する住民の意識の高揚に努め、安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めるとともに危険箇所について総合的計画的に治山治水対策を進めます。

### 施策

#### (1) 防災体制の確立

- 災害時、迅速かつ正確な情報を住民に伝達するため、老朽化した防災行政無線を更新、増設

し、住民への情報提供の体制を確立します。

- 住民の防災意識の高揚を図るため、防災訓練を実施し、併せて自主防災組織等の育成を進めます。
- 大災害に対する防災対策として、関係機関、近隣自治体との連携、協力を密にし、広域的な相互応援体制の確立を図ります。
- 岩美町地域防災計画の見直しを行います。

(2) 消防力の強化

- 消防団の研修・訓練等を計画的に実施し、資質と技術の向上により、組織力の強化を図ります。
- 住民の防火意識の高揚・普及に努めます。
- 消火栓の更新等を行い、消防水利の整備拡充を図ります。
- 消防用小型動力ポンプの更新を行い、消防力の強化に努めます。

(3) 治山治水対策

- 山地災害の危険性が高い地域について治山事業や地滑り防止事業を実施します。
- 森林の持つ水源かん養、自然環境保全等の公益的機能の強化を図るため、保安林の整備や適正管理に努めます。
- 土石流危険渓流地域、急傾斜地崩壊危険箇所等については、周辺地域と調和を図りながら砂防ダム、擁壁等の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。
- 国・県と連携しながら蒲生川等の改修を促進します。
- 山陰海岸国立公園浦富海岸の砂浜の浸食を防止するため、人口リーフ等の整備を促進します。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5 力年の事業
防災体制の確立	その他	自主防災組織の設立 5 団体
防災施設整備	町	防災行政無線施設更新事業
砂防事業	県	ダム工（銀山・黒谷）
急傾斜地崩壊対策事業	県	蒲生・平野
河川改修	県	蒲生改修促進



## 交通安全対策の強化

### 現況と課題

本町の交通事故は、近年では平成6年から7年にかけて著しく増加しました。その後小康状態が続いていましたが、平成12年には死者3名、傷者67名を記録する事態となりました。

今後、運転免許保有者数、車両保有台数等の道路交通の量的拡大に加え、交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者人口の増加、住民生活の24時間化など、道路交通を取り巻く環境は一段と複雑、多様化が予想されます。このため、これらに対応できる総合的な交通安全対策を、従来にも増して積極的に推進しなければ、増加傾向にある交通事故を抑制することはできません。量的、質的に変化していく道路交通網を背景とした厳しい道路交通事故状況に対処していくためには、人命尊重の理念に立ち、交通事故の実態に対応した実効ある施策を推進していく必要があります。県、町、関係民間団体、さらには町民一人ひとりが全力を挙げて取り組む必要があります。

### 基本的方向

交通安全対策の推進にあたっては、交通安全思想の普及の徹底とあわせ交通安全施設の整備を図っていきます。

### 施策

#### (1) 道路交通環境の整備

- ゆとりある道路の整備を図るための機能分類にあった交通安全施設を整備します。
- 交通事故多発地点において、事故分析を行い、分析結果にもとづき、安全施設の整備を講じます。

#### (2) 交通安全思想の普及徹底

- 官民一体となった交通安全運動を展開し、効果的な広報活動を図ります。
- 幼児から高齢者にいたるまで、段階的かつ体系的に安全教育を行い、特に高齢者の交通事故発生率が非常に高いことから、高齢者教育を重点的に行います。
- 安全走行を推進するため、安全運転管理者等に対する講習等を充実・強化し、指導能力の向上を図ります。また、雇用者の安全意識の向上に努め、企業内の安全運転管理業務の徹底を図ります。
- 交通安全指導員の資質向上を図るため、研修・訓練を行います。

#### (3) 交通事故の調査研究の推進

- 交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案を図ります。

主 な 事 業

区 分	事業主体	5 力年の事業
交通安全施設整備	町	交通安全施設整備事業

